

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成30年3月22日（木）

白井市役所3階会議室301

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 議決事項

議案第1号 白井市指定文化財の指定について

4. 報告事項

報告第1号 平成29年度末及び平成30年度白井市小中学校職員人事異動について

報告第2号 白井市民大学校の見直しについて

報告第3号 白井市社会教育関係団体の認定制度に係る見直し方針について

---

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 川嶋 之絵

委員 高倉 聡子

○欠席委員等

なし

---

○出席職員

教育部長 染谷 敏夫

教育部参事 吉田 文江

教育総務課長 岡本 和哉

生涯学習課長 川上 清美

文化課長 山本 敏伸

書記 中村 秀樹

書記 品川 太郎

午後2時00分 開会

○教育長開会宣言

○井上教育長 これから平成30年第1回白井市教育委員会臨時会を開会します。

本日の出席委員は4名です。教育長の私とを合わせると、本日の出席は5名となります。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2、会議録署名人の指名。

会議録署名人を指名いたします。

本日は、石亀委員と高倉委員に署名をお願いいたします。よろしく申し上げます。

---

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りいたします。

報告第1号「平成29年度末及び平成30年度白井市小中学校職員人事異動について」につきましては、人事に関する案件であるため非公開がよろしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第1号につきましては非公開とします。

これから議事に入ります。

公開案件から先に行います。

---

議案第1号 「白井市指定文化財の指定について」

○井上教育長 3、議決事項。最初に、3の議決事項について行います。

議案第1号「白井市指定文化財の指定について」説明をお願いします。

○山本文化課長 それでは、議案第1号「白井市指定文化財の指定について」をお願いします。

白井市文化財保護に関する条例第4条第1項の規定により、市の区域内にある重要な文化財を白井市指定文化財に指定したいので提案するものです。

提案する文化財は、八幡溜野馬除土手、史跡名勝の分野になります。

次のページ見ていただいて、この土手は、江戸時代に中野牧の境界に築かれたもので、低地に土手と堀が今も残っています。この土手は牧の歴史を伝える重要な遺構であり、また、低地にある野馬除土手は千葉県内にも数少ないものです。

まず上の写真ですけれども、右奥から左手前に蛇行している土手と堀になります。右側が牧の内側になります。

下の写真ですが、土手の手前から、土手の上から撮っていますけれども、奥にシノ山がありまして、手前に堀があります。手前が牧の内側となります。

では、若干詳細に説明いたします。

富士地区周辺には、幕府が設置した馬の放牧場である小金牧の一部の中野牧が広がっていました。野馬除土手とは、牧内部の仕切りや、逃げ出さないよう囲いがわりに築かれたもので、今回提案している根字溜にある野馬除土手と堀は、17世紀、江戸時代初期に築造されたものと推定されます。江戸時代を通して、野付の村々、周辺の村々のことですが、管理されてきたものです。

寛文年間、1661年から1673年ですけれども、このとき成立した小金牧絵図や、天和2年、1682年、裁許裏絵図、それから弘化4年、1847年、この年の七次新田絵図にも堀や土手として記載があります。さらに、明治期の測量図に野馬除土手として記載されています。

また土手の多くが台地状に築かれていたと考えられますけれども、八幡溜の野馬除土手は低地であるため、水場の周辺にあり、さらに堀が水路となっている状況で、県内には実例が数少なく貴重なものと考えています。

このような土手は現在、個人所有地が多いことから、多くが消滅しています。特に宅地化が進む市内の中野牧では、土手の形状がはっきり残っているのは4カ所しかありません。

場所をもう一度詳しく言いますと、白井市根953番地の1番地の一部外27筆になります。木戸前川防火調節池、俗に言うけやき台の調整池の湿地側を越えた南東側になります。競馬学校の西側になります。

指定する土手の延長は約195メートル、土手の幅は4メートルから8メートル、最大の高さは湿地のほうから1.3メートルあります。

資料のほうでは、真ん中にドーンと競馬学校の位置があって、そちらの西側に、ややかぎ型で色をつけてあるもの、こちらが野馬除土手になります。で、競馬学校側のほうに堀があります。堀を掘り下げて盛ったところが野馬除土手になっているところなんです。堀は牧の外側になっているという感じです。こちらの指定に当たりましては、平成30年3月2日付で市文化財審議会に諮問し、同日付で指定が適当との答申をいただいています。

なお、資料のほうは一番後ろ3枚になりますけれども、地権者、白井市と七次の大日神社、それから七次の長楽寺に交付する指定書になります。

もう1枚説明させてもらいます。こちらが明治期の測量図になります。この測量図でいうと、点々のあるのが、道とか野馬除土手なんですけれども、特に、破線じゃなくて本当の点線のところ、これでいいますと野馬除土手の手の部分と、八幡溜の八幡のところ、この部分がかぎ型に残っている部分、こちらが195メートル部分、指定を考えています。その延長上にも若干あるのですけれども、今回は地権者の同意を得られた部分ということで、七次の大日神社と長楽寺、それから水路部分については白井市所有になっておりますので、同意のとれた部分を先行して指定をしていきたいと考えています。この後、順次、形態が残っているところについては、地権者の同意を得ながら指定を継続、指定の拡大をしていきたいと考えています。

説明のほう以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。それでは、この議案第1号についてご質問等ありますでしょうか。

高倉委員。

○高倉委員 4枚目の答申書の裏に、理由のところ、最後の段落であるところをちょっとお伺いします。

活用をぜひ促進していただきたい、広報も大切だというご指摘なのですけれども、今現状でも私有地とありますが、見学等には行ける状態ではあるのですか。

○山本文化課長 見学は行けるのですけれども、そこにたどりつくまでも民地を通っていかなければならないのです。民地を越えて、さらに土手については、大日神社であったり長楽寺であったりということになりますので、連絡を事前に地権者の方に入れて入っていくというのが正式な形になろうかと思えます。遠くからも、道路のほうからも若干は確認できるのですけれども、単に水路の土手かというようなイメージのものになっていますので、行く行くは、指定できた際には、立ち入りというか、適切な場所に看板を設置する予定にはしています。

○高倉委員 ありがとうございます。

○小林委員 関連しまして、今、例えば近所の方がここを散策して、そこに自然に入ることができて

しまうようなところですか。見えるところは一応山林の中という感じには見えるのですけれども、そこはどのようなのですか。

○山本文化課長 まずアプローチとしては、1カ所しか行けないのですけれども、けやき台側のほうから八幡溜の溜の跡を、現在は歩ける状態ですけれども、耕作が全然されていませんし、昔から溜の状態なので、池の状態なので、今は、水、干上がっちゃっていますので歩けますけれども、行こうと思えば行くことができます。一番近くの比較的、アプローチ的には短いのですけれども、競馬学校側のほうは堀を掘り下げたという状況ですので、そちら側、ちょっと崖の状態になっていて、接続する道はないです。ですから、のぞき込むような形で水路は見えますけれども、けやき台側のほうからのアプローチでは、民地を歩いて行こうと思えば簡単に行けちゃいます。

○小林委員 野馬除の土手を知っていて興味のある人は行けるけれども、一般的にはそういう入り込まないようなところということですかね。

○山本文化課長 基本的には余り皆さんで行ってしまうと、築かれた土手が約150年から200年近くそのままになってきているということなので、部分的にはもう八幡溜とほとんど同じ高さになってしまったりしている部分もありますので、管理者側としては、なるべくなら足を踏み入れないでほしいという気持ちはあります。

ただ、活用ということを考えますと、5年10年でなくなってしまうというものではないと思いますので、その重要性を認識していただいている方でしたら、実際にその上に立ってもらおうとか、そういったこともよろしいのかなと思います。

○小林委員 文化財なので保存もきちんとしてもらいたいと思いますし、活用ということで、市民の方が歴史を知る上で、ある程度の規制というか、そういうものがあって見学できるというか、そういうような体制にしてもらった方がいいのじゃないかなと思います。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第1号についてお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

---

#### ○報告第2号 「白井市民大学校の見直しについて」

○井上教育長 続きまして、4、報告事項。

まず、報告第2号「白井市民大学校の見直しについて」説明をお願いいたします。

○川上生涯学習課長 報告第2号「白井市民大学校の見直しについて」ご説明いたします。

白井市教育委員会は、白井市民大学校の見直しの内容等について、報告するものです。

裏面をご覧ください。

白井市民大学校事業の見直しについてということで、1番、現行事業ということで、こちらのほうに表になっているものです。

市民大学校につきましては、平成17年度から実施しております。当初からこちらのほうでいうコースの設定と対象のほうの健康生活学部13期、こちらのシニア学部、こちらについては当初から実施しているものです。シニア学部につきましては、2年制なので、1期、2期と、13期と12期が

今、29年度はここに在籍しておりました。一番下のしろい発見学部につきましては、8期となっていて、もともとまちづくり学部が3年間実施していて、こちらのしろい発見学部につきましては平成22年度から実施しております。

内容につきましては、健康学部については定員30名で40歳以上。シニア学部については定員30名で60歳以上。しろい発見学部については、定員25名に対して40歳以上ということで応募をしていた状況です。

2番としまして、現行事業の課題としまして、受講者の高齢化ということで、こちらのほうにも括弧して書いてありますけれども、健康学部につきましては平均年齢が70.9歳、シニア学部については60歳以上ですから、そちらのほうについては71歳ですけれども、しろい発見学部につきましても68.5歳と、受講者の高齢化になっているということと、あと事業の形骸化ですか、各学部の目標、特色を生かした事業展開ができていないとか、3番としまして事業運営の効率化、その辺のところは現行事業の課題となっております。

そして次のページの3番につきまして、平成30年度からの見直しのポイントということで、学部の改編ということで、まず今ある3学部の部分で、新たにいきいきシニア学部、こちらにつきましては現シニア学部をベースに健康学部を統合して、友達や健康づくりを通じて、生涯にわたる自主的な学習の実践を目指すことを考えております。2点目としまして、ささえあい発見学部につきましては、地域における市民活動などを通じて、地域への愛着を深めて生きがいのある生活の実践を目指すということで、2学部を新たに統廃合等をして、学部として設置する予定でおります。

2点目としましては、若い世代の参画ということで、土曜、日曜の開催によって受講者の若返りと対象者の拡充を図ることを考えております。

下の図を見ていただいてコース設定と対象、そちらのほうにつきましては、いきいきシニア学部につきましては、定員25名で60歳以上、講座の開催につきましては、月2回、平日という形。ささえあい発見学部については、定員を25名で30歳以上というふうになって、講座の開催につきましては、月2回で土日をというふうを考えております。

上の現行での40歳以上での参加を申し込んだところ、実際にはほとんどが50歳、60歳で、現役世代という言い方はおかしいですけれども、若い世代の参画がなかなか難しかったこともありまして、その辺を含めまして、土日の開催等を今回実施する予定でおります。

一番下にありますように、30年度のみシニア学部、今1年生の部分は2年生になりますから、そちらの部分についても対応があるということで、30年度を考えております。

説明のほうは以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。今の説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○高倉委員 より若返りと対象者の拡充という分析をもとにこちらを見直すということでしたので、今後の広報の予定について、広報ですね、予定があれば教えてください。

○川上生涯学習課長 広報につきましては、4月15日号で掲載をしまして、募集その後につきましては5月の中旬、そして入学等につきましては、29年度であれば5月の末ですから、実施日につきましては、5月の末から6月の最初に開校しまして、2月の末が閉校式というか、約9カ月ですか、そのような形で考えております。

○井上教育長 広報は、広報しろいと、あとホームページでも掲載するのですか。それでは、広報は二つということでしょうか。

○川上生涯学習課長 はい。

○高倉委員 そうしますと、なかなか市民に情報を届けるのが、いろいろな事業で苦勞されていることと思いますが、ほかの手段があればご検討いただきたいのと、例えば公民館の募集、張り出しの掲示板に張っていただいてもよろしいかと思ひますし、せつかくこうして拡充を図るということです、ぜひ、余り時間なくて申しわけないのですが、広報も拡充をお願いしたいと思ひます。

○井上教育長 その可能性について、川上課長。

○川上生涯学習課長 そちらにつきましては、公民館等についても掲示等をやることで考えております。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

○川嶋委員 私もこの市民大学の事業に関しては、若い世代が学べるような講座など入ればいいなということは常々思っておりました。私が思っていたのと違うかなという感じがしたのですが、若い世代の参画を行政としては望んでいるということなのですけれども、このささえあい発見学部のところの内容を見ましたときに、この点線書きのところを見ましたときに、30歳の人果たしてここに興味があるのだろうかというのが疑問に思ひました。

私は、これは教育委員会のという話ではないのかもしれないのですけれども、白井市には女性会議のようなものはありませんで、女性のコミュニティーのようなものがないのですよね。ですから、私はそういったものができるようなものがあればなど。そういう女性の力を地域で活用するというようなやり方が白井市を元気にするのじゃないのかなというのが、済みません、漠然になっちゃいますけれども、そういうような思いがありましたので、その女性学部的なものがあつたらなんていうふうには思っておりました。

今後、多分このような感じで広報をしたときに、例えば30歳の子育て真っ盛りの女性がここに行こうというふうには、これを文言を見るだけでは思えないので、もう少しターゲット層を若返りにしたいというのであれば、これは決まり事なので、もう決まったことなのであれば、雰囲気づくりであったり、告知の仕方だったりというところで工夫していただきたいなというふうに思うのですけれども。

これはまた年齢の制限が30歳以上ということで区切りがない。例えば30から50であったりとかいうふうなものがあれば、私と同じぐらいの世代の人が行くのであれば、私も行ってみようというふうになりますけれども、そもそも市民大学校は高齢者が多いということが市民も知っておりますので、おじいちゃんおばあちゃんと一緒に、ちょっと無理かなというふうに、若い世代の人は思ってしまうと思うから、制限がないのも若い人が入りにくい要素にはなってしまうのかなというふうにも考えます。また土日であれば、託児がないと若い女性は来ないでしょうということも考えられるので、やろうとしていることと、若い世代に魅力のある内容というところで、どこを工夫されて、若い世代の人に参画してほしいなというところが、どこに込められているのかお伺ひしたいです。

○井上教育長 川上課長。

○川上生涯学習課長 今、川嶋委員から申されました女性の若い人というところまでの観点だとなかなか難しいのかとは思ひますけれども、地域活動、要は地域との密着等々に関してこちらから申し

て、ここにも提示されているように、防犯だとか防災の講習会、それからその中では地域で活動する等々の体験ですか、その辺が若い働き盛りの世代の人たちがそういったものを体験して、地域活動のほうに、その後としてシフトとして活動していただければというふうに今の段階では考えております。

○井上教育長 川嶋委員。

○川嶋委員 私も地域ボランティアはやっているのですが、いつもどこに行っても同じメンバーでやっています。行政が言うには、私たちのような三、四十代の世代の力が欲しいというふうなことは常々耳に入っておりますが、そこを活用したいのであれば、そこが魅力的に感じるような募集の仕方、内容、講座の内容であったりというところを盛り込んでくれないと、変わらないのですよね。これはもうずっと何年も、これはずっと言い続けていることで、ここでではないですけども。

だから、各所との連携とかもあるかとは思いますが、狙いとその内容をもう少し市民のニーズなんかもう少し拾いながら、ちょっとまた検討する機会がありましたら、今年度はこれということやってみていいかと思うのですが、若い世代をいかに大学へというところももう少し検討していただけたらありがたいなというふうに思います。以上です。

○川上生涯学習課長 今言った点も含めまして、まずことし初年度にはなりますけれども、その部分で実際にどれだけ人が集まるか、年齢的にどういう世代の人が集まるか、そういうものを踏まえて来年度1年間やってみた中で、再来年に向けて検討、調整させていただきたいというふうに考えております。

○井上教育長 関連して私からなのでですけども、幾つかの抜粋で書かれているんですけども、来年度の講座の中身は全部決まっているのですか。

○川上生涯学習課長 全て今の段階で決まっているわけではございませんけれども、今調整はしているところでございます。

○井上教育長 そうすると、ご意見をいただいたことを今後でも加味していけるということでしょうか。

○川上生涯学習課長 その辺につきましては、今日聞いたことについて、担当者と課の中で調整ができるものについては、調整はしていきたいというふうには考えております。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、第3、報告第2号については終わりにしたいと思います。

---

○報告第3号 「白井市社会教育関係団体の認定制度に係る見直し方針について」

○井上教育長 続きまして、報告第3号「白井市社会教育関係団体の認定制度に係る見直し方針について」説明をお願いします。

○川上生涯学習課長 報告第3号「白井市社会教育関係団体の認定制度に係る見直し方針について」ご説明をさせていただきます。

白井市社会教育関係団体の認定制度に係る見直し方針については、次のとおり決定したので報告します。こちらにつきましては、平成29年第12回教育委員会議において協議させていただいた案件でございます。

1枚めぐりまして、白井市社会教育関係団体の認定制度に係る見直し方針についてということで、1番につきましては変更はございません。2番の見直しの概要についてでございますが、こちらにつ

きましては、社会教育団体の捉え方の整理ということで、準ずる団体の整理、①として団体の区分をなくすこととする。2番としては、準ずる団体とはということで、こちらのほうに提示させていただきました。

次のページの(2)につきましては、認定要件等の明確化、こちらにつきましては、変更等はございません。

3ページ目の(3)の支援方法につきまして、こちらのほうにつきましては、①としまして、施設使用料の減免ということで、こちらのほうにつきましては、平成30年度に実施される見直しに従うというようなことにつきましては、現在、行政経営改革課のほうで進めていく施設使用料の見直し、そちらのほうに従うということになる予定でございます。

②の施設の優先利用に向けた検討を行うというようなことにつきましては、今後そちらの減免の施設使用料の減免、そちらの対象の中で、具体的には定期的な利用にするだとかそういうものを、半年間枠を設けるだとか、そういうことを今後検討していきたいというふうに考えております。

(4)の認定の有効期限につきましては、ここについては、2行目のただし書きからの部分をつけ加えさせて、ただし12月1日から認定を受けた団体は翌々年の5月31日までとするという部分を、当初からするとそちらのほうを追加させていただきました。

6番につきましては、認定団体の公表ということで、ホームページ等で公表することということにしました。

3番の実施スケジュールにつきましては、当初予定していた期間より関係機関等々の周知期間、時間を要することから、そちらを図ることで、認定制度の決定につきましては、今日こちらのほうで付議した部分、来年度6月に要綱の制定、案内チラシの作成。

2番としては、認定制度の周知につきましては、来年度の9月からということ。認定申請の受付につきましては、31年、来年の4月からということで、認定団体の決定につきましては、31年6月または12月ということで、実施につきましては、31年から実施となります。

以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

このことにつきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 ここで認定される団体と減免を受ける団体、その区別というか、それはどのようになりますか。

○川上生涯学習課長 今、12月のときには資料のほうでは提示をさせていただきましたけれども、認定団体につきましては、110団体ぐらい今現在ございます。準ずる団体というのは300団体ぐらいあります。その辺につきましては、ここに提示してあるような形で今後周知を図ってというような部分も含めまして、準ずる団体を今後なくしますと。そうではなくて、そこについてであれば、認定団体として申請手続をしていただいているということと考えているということになります。

○小林委員 それで、そういう認定されれば、それは全部減免の対象になるということですか。

○川上生涯学習課長 今現在は減免の対象にはなりません。ただし、行政改革課のほうで今進めています使用料の見直し、そちらのほうで今後その減免から外れるかもしれませんし、その対象を今30年度にその辺は決定していくこととなります。

○小林委員 その辺のところは、まだこれから検討しているということですね。つまり、今まで準じ



る団体というのがそれが一つになった場合に、それでは、その減免を受ける受けないの差がどこにあるかというようなことをちょっと聞いたかったのですね。この活動例になりますと、中に文化的なものも入っていますよね。いわゆる、今までは何となく趣味的な団体は減免の対象にならなくて、どちらかという福祉的な団体などが減免の対象になるというような感じだったかと思うのですけれども、そのこの区別についても、これからの高齢化社会を考えますと、趣味といっても、それが高齢者のサロンのようなもので高齢者に奉仕していると考えますと、必ずしも趣味の団体だから、遊びの団体だから減免の対象になっていないというような、そういうことでもないかなと思いますので、その検討する際にできるだけ節約の意図もあると思いますので、その辺のところをはっきりしていただいたほうがいいかなと思います。

認定の要件のところに、次の要件を備えている団体と書いてある、それをきちんと出せば認定団体には基本的にはなるのかなと思いますので、その減免との関係で区別というか、そのようなところ非常に難しいと思うのですけれども、検討しているのだったらそのところをよく検討していただきたいと思います。

○井上教育長 ご意見ということで。

○小林委員 はい。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

○石亀委員 認定の要件の③のオ、構成員の半数以上が白井市在住、在勤、または在学であることという、このあたりは、確認の方法というのか、考えていらっしゃるのでしょうか。半数以上、団体によっては結構厳しい団体もあるのかなと思ったりします。白井市内の、白井市が行うイベントに非常に協力していたりする団体であっても、人数の点で悩みのある団体もあるのかなと思ったりしますので、そのあたり、個々の団体で、たくさん団体があるので、一つ一つ面接して認定していくのかどうかということもわからないのですけれども、そのあたり、人数半数以上をどういうふうに確認していくのかということと、個別に活動の内容を確認していくことは考えていらっしゃるのかという、精査というのですかね、いかがでしょうか、そのあたりは。

○川上生涯学習課長 こちらのほうにつきましては、(5)のほうで認定事務の軽減と効率化というようなことのほうで、3ページのほうでも提示はさせていただいているのですけれども、受理して審査につきましては、こちらのほうにはつけていないのですけれども、済みません、チェックシートによりまして、その辺を含めまして、認定要件の明確化と認定の要件①②③を含めまして、その辺のチェックシートによってチェックをして、該当するしないというか、そちらのほうについて審査して認定を行うことで考えております。

○井上教育長 石亀委員。

○石亀委員 事務の軽減と効率化ということで、シートに書かれたもののみによって認定していくということを考えていらっしゃるということですか。

○井上教育長 川上課長。

○川上生涯学習課長 それにつきましては、この2ページの認定の要件、そちらのほうは全て網羅するような形になるかと思えます。

○井上教育長 先ほどの質問の中で、半数以上、認定要件の③のオ、半数以上が白井市在住、在勤、または在学と。これはどのようにして確認するのかという質問もあったのですけれども、それについ

て。

○川上生涯学習課長 当然提出された名簿等々でそれを随時確認するような形になります。

○井上教育長 名簿についてどこにも書いていないから、ご質問されたと思うのですよ。名簿を提出されるということですね。

ほかに。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第3号についてこれで終わりにいたします。

---

非公開案件 ○報告第1号 「平成29年度末及び平成30年度白井市小中学校職員人事異動について」

---

○その他

○井上教育長 それでは、項目にはないのですけれども、その他でありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了したいと思います。

次回は、4月3日火曜日、午後2時からとなっております。本日はお疲れさまでございました。

午後3時07分 閉 会